世人の非難を受けて制定された律規 定一パーリ律比丘分別を参照して一

青野道 彦 東京大學助教

論文要旨

隠遁者である比丘・比丘尼により構成されるサンガ(仏教教団)は、 世間と距離を置くことを志向する沙門の集団である。しかし、同時に 比丘・比丘尼の生活は世間に大きく依存しており、サンガは世間と独 立して存立しうる組織ではない。

このことは戒律文献の成立上きわめて重要な意味を持ち、戒律文献を俯瞰すると、その中にはサンガ内部の問題を純粋に扱う規定の他に、世間の人々の規範意識が持ち込まれた規定を数多く見出すことができる。その様な規定には世間の人々からの提起に基づき制定された規定、世間の人々の非難を受けて制定された規定があるが、これらについて検討するならば、戒律と社会の関係について解明することができよう。

本稿ではその手始めとして、世間の人々の非難を受けて制定された 規定を取り上げ、それがパーリ律「比丘分別」においてどの程度の広 がりを有するのか考察する。その結果を簡略に述べると、この種の規 定は「比丘分別」に115条含まれ、全220条の半数以上を占めている。 このことはパーリ律編纂者達にとり世間の人々の持つ規範意識が無視

宜蘭: 佛光大學佛教研究中心, 2017年01月, 頁087-106

088 佛光學報 新三巻・第一期

できない程の影響力をもっていたことを示すると共に、サンガと世間の関係を調和させることが戒律の重要な目的の一つであることを示唆していよう。

キーワード: 律蔵 比丘分別 在家者 律規定 サンガ 比丘 世間

受世人非難而制定的律規定 ——參考巴利律典「比丘分別」

青野道彦 東京大學助教

中文摘要

以遠離世間作為為志向的出家團體,是由隱居者的比丘、比丘尼所構成之僧團(佛教教團)。但同時比丘、比丘尼的生活又非常依賴於世間,僧團並非獨立於世間而存在的組織。

此點在戒律文獻的成立上具有重要的意義,綜觀戒律文獻可以發現,除了單純地處理僧團內部問題的規約以外,也有許多是依循世間常人的規範意識而制定的規約。這些規約中包含以世人的期望作為根據而制定的規約,也有接受世間人的非難而制定的規約,如果檢討這些內容,就能夠闡明戒律與社會之間的關係。

本文以此為起點,從就著世人的非難所定出的規約作取捨,考察其在巴利律典「比丘分別」中傳播的情況。就簡要的結論而言,這種規約在「比丘分別」中有 115 條,佔總條數 220 條之一半以上。從這一點可知,世間常人規範意識之影響力就巴利律典的編輯者們來說已是不可忽視的程度,同時這也揭示調和僧團與世間的關係乃是戒律的重要目的之

關鍵詞:律藏、比丘分別、在家者、律規定、僧團、比丘、世間

The Rules of Discipline Enacted to Deal with Criticisms from Lay People in the *Bhikkhuvibhanga* of the *Vinayapiṭaka*

AONO, Michihiko

Research Associate, the University of Tokyo, Japan

Abstract

As is well-known, the Buddhist monastic community (saṃgha) aspires to distance itself from mundane world. However, it only continues with support from that mundane world. Even though they are world-renunciants (śramaṇa), monks and nuns depend on lay people to a large extent in many aspects of life. This presents something of a paradox, which seems to cause a considerable impact on the formation of the rules of discipline (vinaya) that regulate the life of monks and nuns. For a brief overview of Buddhist monastic literature, therefore, we should notice not only the rules of discipline related exclusively with the supramundane world but also the rules of discipline related closely with the mundane world, which can be classified into two categories: rules of discipline enacted along with suggestions from lay people, and rules of discipline enacted to respond to the criticisms from lay people directed toward the improper acts of monks and nuns. When we examine these two categories of rules of discipline, we can elucidate the relationship between the rules of discipline and the secular world.

In this paper, I examine all 220 rules of discipline in the *Bhikkhuvibhanga* of the *Vinayapiṭaka* (*Theravāda-vinaya*), in order to

clarify the proportion of rules of discipline enacted to deal with the criticism from lay people. A total of 115 of these rules are identified, accounting for more than a half of the total. This suggests that the social norms of lay people might have been too influential for the editors of the *Vinayapiṭaka* to disregard and that one of the crucial roles of the rules of discipline may have been to maintain harmonious relations between the monastic and secular worlds.

Keywords: *Vinayapiṭaka*, *Bhikkhuvibhaṅga*, lay people, rules of discipline, monk, monastic community, mundane world

一、はじめに

隠遁者である比丘・比丘尼により構成されるサンガ(仏教教団)は、 世間と距離を置くことを志向する沙門の集団である。しかし、一方で 比丘・比丘尼の生活は世間に大きく依存しており、サンガの運営は世 間の人々の関与なくしては成り立たないものである。

このことは戒律が成立する上できわめて重要な意味を持っており、 戒律文献にはサンガ内部の問題を純粋に扱う律規定の他に、世間の 人々の規範意識が持ち込まれた律規定が数多く含まれている。その様 な律規定としては、世間の人々からの提起に基づき制定された律規 定、世間の人々の非難を受けて制定された律規定があるが「、これら について検討するならば、戒律と社会の関係について解明することが できよう²。

以下では、これらのうち世間の人々の非難を受けて制定された律規 定に注目し、それが戒律文献においてどの程度の広がりを有するのか 検討する。そして、それを手掛かりに律規定と世間の関係について見 通しを述べたい。

[※] 收稿日期 2015.12.1,通過審稿日期 2016.5.13。

¹ 熊谷進 [1981] が律規定をその制定理由に基づき①仏教僧伽内部で生じた問題を解決する為に制定された戒律、②在家者によって批難された比丘、比丘尼の行為を禁止した戒律、③在家者の提案によって制定された戒律に三分類できるとしているが、ここではそれに準拠した。

² 本稿は2015年7月3日、4日に鶴見大学会館と臨済宗日本仏光山本栖寺で開催された日台共同開催シンポジウム「東アジア仏教の形成と展開」のパネルII「戒律と社会」(代表:蓑輪顕量)で発表した原稿「世人の非難を受けての律規定の制定」を論文として書き改めたものである。

二、考察資料

戒律文献は膨大であり、本稿でそれら全てを考察することは到底不可能である。そこで、広律のうち唯一原語資料が全体として残され、上座仏教で今日まで伝承されるパーリ律(Vinayapiṭaka)を考察の対象とする。

パーリ律の成立時期は定かではないが、現在型成立の下限は5世紀初めと考えられる。全体は「経分別」(Suttavibhanga)、「犍度部」(Khandhaka)、「附随」(Parivāra)の三部分から構成される。「経分別」は比丘・比丘尼が個人として遵守すべき規範を示した波羅提木叉(Pātimokkha)の注解であり、「比丘分別」(Bhikkhuvibhanga)と「比丘尼分別」(Bhikkhunīvibhanga)の二部分からなる。「犍度部」はサンガの集団規則を記したものであり、「附随」は「経分別」と「犍度部」の梗概である。本稿では、これらのうちの「比丘分別」を取り上げ、そこに含まれる世間の人々の非難を受けて制定された学処について検討する。

三、「比丘分別」の組織及び内容構成

本論に入る前に、「比丘分別」の組織及び内容構成について確認しておきたい。「比丘分別」は比丘波羅提木叉の注解であり、滅諍法 (samatha)を除く波羅夷 (pārājika)、僧残 (saṅghādisesa)、不定 (aniyata)、捨堕 (nissaggiya-pācittiya)、波逸提 (pācittiya)、波羅提提

³ パーリ律に対する逐語的な註釈書 *Samantapāsādikā* が 429 年~ 430 年に制作されたのに基づく(森祖道 [1984: 469-470]、O. v. Hinüber [1996: 104] を参照)。

舎尼 (pāṭidesaniya)、衆学 (sekhiya)の7類型に属する計220条の学処 (sikkhāpada)を解説したものである。各条に対する注解は、学処の 導入経緯を説明した「因縁譚」 (vatthu)、仏により制定 (paññatti)された「学処」(sikkhāpada)、仏により改定 (anupaññatti)された「学処」、学処の語句の意味を説明した「語義解説」 (padabhājaniya)、学処が 例外的に適用されない事例を示した「無罪」 (anāpatti) からなる 4。

本稿で注目するのはこのうちの「因縁譚」であるが、その記述は総じて波羅提木叉に含まれる学処より成立が遅く、律編纂者達が創作したものであるとされている⁵。確かに、因縁譚には学処制定の歴史的経緯を忠実に伝えたものとは考え難いものが多く含まれる。しかし、これを単なる後世の創作として斥け、考察対象から外すのは不適切であるう。因縁譚には学処の目的及び趣旨に関する律編纂者達の理解が呈示されており、そこからは律編纂者の意図を伺うことができるはずであるからだ。

- この因縁譚の基本的な内容構成は以下の通りである。
 - ①ある比丘が問題行動を起こす。
 - ②問題行動に迷惑している者達、又は、問題行動を見聞きした 者達(非難者1)がその比丘を侮蔑し、[名誉を] 損ね、触れ 回る⁶。

⁴ O. v. Hinüber [1996: 13] を参照。

⁵ D. Schlingloff [1964: 536-551], O. v. Hinüber [1996: 13] を参照。

[「]原文は "ujjhāyati khīyati vipāceti" である。このフレーズが最初に現れるのは波羅夷第2条であり(Vin III 44.19)、そこに対する註釈箇所で *Samantapāsādikā* はこれらの語を以下の様に説明している。

- ③比丘達がそのことを聞きつける。
- ④少欲の比丘達(非難者2)も同様に侮蔑し、[名誉を] 損ね、触れ回り、そのことを仏に伝える。
- ⑤仏が事実を確認し、問題行動を起こした比丘を批判する。

仏が問題行動を禁止する学処を制定する。

220条ある学処のうち 206条の因縁譚において、②④に見られる様な問題行動に対する非難が見出せる。それは一度の場合もあるが、二度、三度の場合もある。本稿ではこの非難の主体を網羅的に調べることで、世間の人々の非難を受けて制定された学処が「比丘分別」にどの程度含まれるのか確認したい。

Sp 296.8-14: manussā ujjhāyantī ti rañño parisatiṃ bhāsamānassa sammukhā ca parammukhā ca sutvā tattha tattha manussā ujjhāyanti, avajjhāyanti, avajānantā taṃ jhāyanti olokenti lāmakato vā cintentī ti attho. khīyantī ti tassa avaṇṇṃ kathenti pakāsenti. vipācentī ti vitthārikaṃ karonti, sabbattha pattharanti; ayañ ca attho saddasatthānusārena veditabbo. (「人々が侮蔑する」とは、王が集会で話しているのを直接的に、間接的に聞いて、そこここにおいて人々が侮蔑する、悪く思うということであり、軽蔑しつつその者を考える、見る、低く考えるという意味である。「[名誉を] 損ねる」とは、その者について悪評を述べる、伝えるということである。「触れ回る」とは、広める、あらゆるところに行き渡らせるということである。この[vipāceti の] 意味は文法書に従って理解するべきである。)

これらの語は PED, CPD (s.v. ujjhāyati) では苛立ちを意味する同意語として説明されている。しかし、この註釈によれば、これらは一連の行為として異なる意味を有し、ujjhāyati (Skt: ava√dhyai) は心中で相手を蔑む行為を示し、khīyati (Skt: √kṣi) は言葉に出して非難する行為を示し、vipāceti (Skt: vi√pac) はそれを周囲の人々に広める行為を示すとされる。なお、ここで「文法書に従って」と言われるが、それは "paci vistāravacane" (*Dhātupāṭha* X 100) に従ってということである (O.H. Pind [1989: 60] を参照)。

四、世間の人々の非難を受けて制定された学処の広がり

世間の人々の非難を受けて成立した学処が「比丘分別」にどの程度 含まれるのか確認するために、各学処の因縁譚に現れる非難の主体に ついて調べた。以下の表はその調査結果である。

「凡例

- (1)paññatti は最初の制戒を、anupaññatti は二回目以降の制戒を意味 する。
- (2)「非難者1」は比丘の問題行動を最初に非難した者を、「非難者2」「非難者3」はそれに続き二度目、三度目に非難した者を指す。
- (3) 塗りつぶしは世間の人々に該当する非難者であることを示す。

表 1 波羅夷の因縁譚に見られる非難の主体

	条文名	制戒の段階	非難者 1	非難者 2	非難者3
1	methunadhamma	非難の記述なし			
2	adinnādāna	paññatti	人々	少欲の比 丘達	
3	manussaviggaha	anupaññatti	妻型	人々	少欲の比 丘達
4	uttarimanussadhamma	非難の記述なし			

表 2 僧残の因縁譚に見られる非難の主体

	条文名	制戒の段階	非難者1	非難者 2	非難者 3
1	sukkavissaṭṭhi	paññatti	少欲の比丘達		
2	kāyasaṃsagga	paññatti	婆羅門	少欲の比丘 達	
3	duṭṭhullavācā	paññatti	少欲の比丘達		

4	attakāmapāricariya	paññatti	女	女達	少欲の比 丘達
5	sañcaritta	paññatti	高級娼婦	高級娼婦の 娘	少欲の比 丘達
3	Sancaritta	anupaññatti	優婆塞	少欲の比丘 達	
6	kuṭikāra	非難の記述なし			
7	vihārakāra	paññatti	人々	少欲の比丘 達	
8	duṭṭhadosa	paññatti	少欲の比丘達		
9	aññabhāgiya	paññatti	少欲の比丘達		
10	saṅghabheda	paññatti	敬虔賢明な 人々	少欲の比丘 達	
11	bhedānuvattaka	paññatti	少欲の比丘達		
12	dubbaca	paññatti	少欲の比丘達		
13	kuladūsaka	paññatti	少欲の比丘達		

表 3 不定の因縁譚に見られる非難の主体

	制戒の段階	非難者
1	paññatti	少欲の比丘達
2	paññatti	少欲の比丘達

表 4 捨堕の因縁譚に見られる非難の主体

	条文名	制戒の段階	非難者 1	非難者 2
1	kaṭhina	paññatti	少欲の比丘達	
2	udosita	paññatti	アーナンダ	
3	akālacīvara	paññatti	アーナンダ	
4	purāṇacīvara	paññatti	比丘尼達	少欲の比丘達
5	cīvarapaṭiggahaṇa	paññatti	比丘尼達	少欲の比丘達
3	civarapaţigganația	anupaññatti	比丘尼達	
6	aññātakaviññatti	paññatti	人々	少欲の比丘達
0	aimatakaviimatti	anupaññatti	少欲の比丘達	
7	tatuttari	paññatti	[施衣する] 男 達	少欲の比丘達
8	paṭhama-upakkhaṭa	paññatti	[施衣する]男	少欲の比丘達
9	dutiya-upakkhaṭa	paññatti	[施衣する] 男 達	少欲の比丘達

10	rāja	paññatti	人々	少欲の比丘達
11	kosiya	paññatti	絹糸業者	少欲の比丘達
12	suddhakāļaka	paññatti	人々	少欲の比丘達
13	dvebhāga	paññatti	少欲の比丘達	
14	chabbassa	paññatti	人々	少欲の比丘達
15	nisīdanasanthata		非難の記述な	L
16	eḷakaloma	paññatti	少欲の比丘達	
17	eļakalomadhovāpana		非難の記述な	L
18	rūpiya	paññatti	[施食する] 男	少欲の比丘達
19	rūpiyasaṃvohāra	paññatti	人々	少欲の比丘達
20	kayavikkaya	paññatti	遍歴遊行者	少欲の比丘達
21	patta	paññatti	人々	少欲の比丘達
22	ūnapañcabandhana	paññatti	人々	少欲の比丘達
23	bhesajja	paññatti	人々	少欲の比丘達
24	vassikasāṭika	paññatti	少欲の比丘達	
25	cīvara-acchindana	paññatti	少欲の比丘達	
26	suttaviññatti	paññatti	人々	少欲の比丘達
27	mahāpesakāra	paññatti	[施衣する]男	少欲の比丘達
28	accekacīvara	paññatti	アーナンダ	
29	sāsaṅka	paññatti	少欲の比丘達	
30	pariṇata	paññatti	少欲の比丘達	

表 5 波逸提の因縁譚に見られる非難の主体

	条文名	制戒の段階	非難者1	非難者 2
1	musāvāda	paññatti	外道達 (titthiya)	少欲の比丘達
2	omasavāda	paññatti	少欲の比丘達	
3	pesuñña	paññatti	少欲の比丘達	
4	padasodhamma	paññatti	少欲の比丘達	
5	paṭhamasahaseyya	paññatti	優婆塞達	少欲の比丘達
6	dutiyasahaseyya	paññatti	少欲の比丘達	
		paññatti	女達 (家婦と嫁)	少欲の比丘達
7	dhammadesanā	anupaññatti	優婆夷達	
		anupaññatti	少欲の比丘達	
8	bhūtārocana	非難の記述なし		
9	duţţhullārocana	paññatti	少欲の比丘達	
10	pathavīkhaṇana	paññatti	人々	少欲の比丘達

11	bhūtagāma	paññatti	人々	少欲の比丘達
		paññatti	少欲の比丘達	7,7,7,7
12	aññavādaka	anupaññatti	少欲の比丘達	
1.2	1	paññatti	少欲の比丘達	
13	ujjhāpanaka	anupaññatti	少欲の比丘達	
14	paṭhamasenāsana	paññatti	少欲の比丘達	
15	dutiyasenāsana	paññatti	少欲の比丘達	
16	anupakhajja	paññatti	少欲の比丘達	
17	nikkaḍḍhana	paññatti	少欲の比丘達	
18	vehāsakuţi	paññatti	少欲の比丘達	
19	mahallakavihāra	paññatti	婆羅門	少欲の比丘達
20	sappāṇaka	paññatti	少欲の比丘達	
21	ovāda		非難の記述なし	
22	atthaṅgata	paññatti	人々	少欲の比丘達
23	bhikkhunupassaya	paññatti	比丘尼達	少欲の比丘達
24	āmisa	paññatti	少欲の比丘達	
25	cīvaradāna	paññatti	少欲の比丘達	
		anupaññatti	比丘尼達	
26	cīvarasibbana	paññatti	- At	少欲の比丘達
27	saṃvidhāna	paññatti	人々	少欲の比丘達
28	nāvabhiruhana	paññatti	人々	少欲の比丘達
29	paripācita	paññatti	少欲の比丘達	
30	rahonisajja	paññatti	少欲の比丘達	
31	āvasathapiṇḍa	paññatti	人々	少欲の比丘達
32	gaṇabhojana	paññatti	-At	少欲の比丘達
33	paramparabhojana	paññatti	[施食する] 雇用 労働者	少欲の比丘達
34	kāṇamātu	paññatti	人々	
35	paṭhamapavāraṇā	paññatti	[施食する] 婆羅 門	少欲の比丘達
36	dutiyapavāraņā	paññatti	少欲の比丘達	
37	vikālabhojana	paññatti	六群比丘	少欲の比丘達
38	sinnidhikāraka	paññatti	少欲の比丘達	
39	paṇītabhojana	paññatti	人々	少欲の比丘達
40	dantapona	paññatti	人々	少欲の比丘達
41	acelaka	非難の記述なし		
42	uyyojana	paññatti	少欲の比丘達	

100 佛光學報 新三卷・第一期

			1 1 2 1 2 2	
43	sabhojana	paññatti	少欲の比丘達	
44	rahopațicchanna	paññatti	男	少欲の比丘達
45	rahonisajja	paññatti	男	少欲の比丘達
46	cāritta	paññatti	少欲の比丘達	
	Curitu	anupaññatti	少欲の比丘達	
47	mahānāma	paññatti	マハーナーマ(敬)とな在俗者)	少欲の比丘達
48	uyyattasenā	paññatti	人々	少欲の比丘達
49	senāvāsa	paññatti	人々	少欲の比丘達
50	uyyodhika	paññatti	人々	少欲の比丘達
51	surāpāna		非難の記述なし	
52	aṅgulipatodaka	paññatti	少欲の比丘達	
53	hāsadhamma		非難の記述なし	
54	anādariya	paññatti	少欲の比丘達	
55	bhiṃsāpana	paññatti	少欲の比丘達	
56	joti	paññatti	少欲の比丘達	
57	nahāna	非難の記述なし		
58	dubbaṇṇakaraṇa	paññatti	王の従臣達	
59	vikappana	paññatti	少欲の比丘達	
60	apanidhāna	paññatti	少欲の比丘達	
61	sañcicca	paññatti	少欲の比丘達	
62	sappāṇaka	paññatti	少欲の比丘達	
63	ukkoṭana	paññatti	少欲の比丘達	
64	duṭṭhulla	paññatti	少欲の比丘達	
65	ūnavīsativassa		非難の記述なし	
66	theyyasattha	paññatti	少欲の比丘達	
67	saṃvidhāna	paññatti	少欲の比丘達	
68	ariţţha		非難の記述なし	
69	ukkhittasambhoga	paññatti	少欲の比丘達	
70	kaṇṭaka	paññatti	少欲の比丘達	
71	sahadhammika	paññatti	少欲の比丘達	
72	vilekhana	paññatti	少欲の比丘達	
73	mohana	paññatti	少欲の比丘達	
74	pahāra	paññatti	少欲の比丘達	
75	talasattika	paññatti	少欲の比丘達	
76	amūlaka	paññatti	少欲の比丘達	

77	sañcicca	paññatti	少欲の比丘達	
78	upassuti	paññatti	少欲の比丘達	
79	kammappaṭibāhana	paññatti	少欲の比丘達	
80	chandamadatvāgamana	paññatti	少欲の比丘達	
81	dubbala	paññatti	少欲の比丘達	
82	pariṇāmana	paññatti	少欲の比丘達	
83	antepura	paññatti	少欲の比丘達	
84	ratana	paññatti	少欲の比丘達	
85	vikālagāmappavesana	paññatti	人々	少欲の比丘達
86	sūcighara	paññatti	1	少欲の比丘達
87	mañcapīṭha		非難の記述なし	
88	tūlonaddha	paññatti	人々	少欲の比丘達
89	nisīdana	paññatti	少欲の比丘達	
90	kaṇḍuppaṭicchādi	paññatti	少欲の比丘達	
91	vassikasāṭika	paññatti	少欲の比丘達	
92	nanda	paññatti	長老比丘達	

表 6 波羅提提舎尼の因縁譚に見られる非難の主体

	制戒の段階	非難者 1	非難者 2
1	paññatti	富豪	少欲の比丘達
2	paññatti	少欲の比丘達	
3	paññatti	人々	
4	paññatti	[施食する] 女達	

表 7 衆学の因縁譚に見られる非難の主体

条文番号	制戒の段階	非難者1	非難者 2
1	paññatti	人々	少欲の比丘達
$2\sim36$		= 1	
37	paññatti	人々	少欲の比丘達
$38 \sim 50$		= 37	
51	paññatti	少欲の比丘達	
52 ∼ 54		= 37	
55	paññatti	人々	少欲の比丘達
56	paññatti	人々	少欲の比丘達

57	paññatti	少欲の比丘達	
37	anupaññatti	人々	
58 ∼ 68		= 57	
69	paññatti	少欲の比丘達	
$70 \sim 74$		= 69	
75	paññatti	人々	少欲の比丘達

表1について、波羅夷4条のうち2条が世間の人々の非難を受けて 制定された学処である。

表 2 について、僧残 13 条のうち 5 条が世間の人々の非難を受けて制定された学処である。なお、第 2 条の非難の主体について、ここの婆羅門は沙門と対峙する宗教者としてではなく、世俗生活を送り、妻と共に精舎を見物に来る人物として描かれているので、世間の人々として扱った。

表3について、不定2条の何れも少欲の比丘達の非難を受けて制定 された学処である。

表 4 について、捨堕 30 条のうち 15 条が世間の人々の非難を受けて制定された学処である。なお、第 20 条の非難の主体である遍歴遊行者 (paribbājaka) は俗世を離れた修行者であるので、世間の人々としては扱わない。

表 5 について、波逸提 92 条のうち 27 条で世間の人々が非難の主体となっている。ただし、そのうちの第 19 条、第 26 条、第 32 条、第 47 条、第 86 条は、世間の人々が非難した問題行動そのものを禁止する学処ではなく、世間の人々の非難は学処の制定に間接的な影響しか与えていない。したがって、これら 5 条を除いた 22 条が世間の人々の非難を受けて制定された学処である。なお、第 35 条の非難の主体

は婆羅門であるが、沙門と対峙する宗教者ではなく、比丘達への施食者として描かれているので、世間の人々として扱うことにした。

表 6 について、波羅提提舎尼 4 条のうち 3 条が世間の人々の非難を 受けて制定された学処である。

表 7 について、衆学 75 条の殆どは因縁譚が大幅に省略されている。僅かに 8 条の因縁譚のみが完全な形で存在し、残り 67 条の因縁譚はpeyyāla により大きく省略されている。省略された箇所は基本的には直前の条文の因縁譚を参照することで補うことができる。ただし、第 $52 \sim 54$ 条の因縁譚は直前の第 51 条の因縁譚とは場面設定と主人公が異なるので、それらが同じである 50 条(=37 条)の因縁譚を参照して補うべきであろう。この様に補うと、第 $1\sim50$ 条、第 $52\sim68$ 条、第 75 条の合計 68 条が世間の人々の非難を受けて制定された学処である。

以上の調査結果を総括すると、「比丘分別」で示される 220 条のうち、世間の人々の非難を受けて制定された学処は 115 条である。その内訳を学処の類型別に示すと、以下の通りである。

表 8 世間の人々の非難を受けて制定された学処の割合

波羅夷	僧残	不定	捨堕	波逸提	波羅提提舎尼	衆学	全体
2/4	5/13	0/2	15/30	22/92	3/4	68/75	115/220
50%	38.4%	0%	50%	23.9%	75%	90.6	52.2%

比丘達の日常生活での行儀作法を規定した衆学は9割超が世間の 人々の非難を受けて制定された学処であり、それ以外の波羅夷~波羅 提提舎尼は47条(32.4%)が世間の人々の非難を受けて制定された学 処である。

次に、これら 115 条における非難の主体を信者、聞法者、施者、その他世間の人々に分類して示すと、以下の表の通りである。

信者	優婆塞[達] 2、優婆夷達1、敬虔賢明な人々1	4
聞法者	女 [達] 2	2
施者	男[達]5、雇用労働者1、婆羅門1、女達1	8
その他	人々 95、婆羅門 1、絹糸業者 1、男 2、王の従臣達 1、富豪 1、妻 1、女達 1、高級娼婦 1、高級娼婦の娘 1	105

表 9 非難の主体となった世間の人々の種類

信者、聞法者、施者といったサンガと密接な関係にある人々が 14 件であるのに対して、その他世間一般の人々が 105 件と極めて多い。 その内訳を見ると、「人々」の数が 95 件と最も多く、そのうち 68 件が衆学であり、27 件がそれ以外の波羅夷~波羅提提舎尼である 7。

五、最後に

パーリ律「比丘分別」には世間の人々の非難を受けて制定された学 処が全体の半数以上の 115 条含まれている。このことは律編纂者達に とって世間の人々の持つ規範意識が無視できない程の影響力をもって

[「]人々」は、問題行動の現場に居合わせた人々、問題行動について見聞きした人々である。サンガとの関係は必ずしもはっきりしないが、捨堕第12条、第21条、第23条、波逸提第88条の因縁譚に現れる「人々」は仏教の信者である可能性も考えられる。これら因縁譚には「人々は精舎巡りに出掛け、[問題行動を]目撃して、侮蔑し、[名誉を]毀損し、触れ回った」(manussā vihāracārikam āhiṇḍantā passitvā ujjhāyanti khīyanti vipācenti)とあり、「精舎巡り」が巡礼・参拝を目的としたものなのか、単なる見物を目的としたものなのかで、この者達の位置づけは異なってくる。

いたことを示唆していよう。また、サンガと世間の関係を調和させる ことが戒律の重要な目的の一つであることを示していよう。ただし、 以上について正確を期すならば、「比丘尼分別」及び「犍度部」につ いても同様に検討し、更には他の広律についても考察する必要があろ う。

略号

- CPD: A Critical Pāli Dictionary, vol. 1-3, Copenhagen: Royal Danish Academy, 1924ff.
- PED: *The Pali Text Society's Pali-English Dictionary*, ed. T. W. Rhys Davids and W. Stede, London: Pali Text Society, 1921-1925.
- Sp: *Samantapāsādikā*, 7 vols., ed. J. Takakusu, M. Nagai, and K. Mizuno, London: Pali Text Society, 1924-1947.
- Vin: *Vinaya Pitakam*, 5 vols., ed. H. Oldenberg, London: Williams and Norgate, 1879-1883.

表格註釋

■ 病臥しているところ六群比丘に唆され、自ら死を選んだ優婆 塞の妻。

引用書目

- 熊谷進、1981、「初期仏教僧伽と在家の関係について」、『印度学仏教学研究』29-2、頁 924-922。
- 森祖道、1984、『パーリ仏教註釈文献の研究』、東京:山喜房仏書林。
- Schlingloff, Dieter. 1964. "Zur Interpretation des Prātimokṣasūtra." Zeitschrift der Deutschen Morgenlandischen Gesellschaft. 113: 536-551.
- Pind, Ole Holten. 1989. "Studies in the Pāli Grammarians I." *Journal of the Pali Text Society*.13: 33-81.
- Hinüber, Oskar von. 1996. A Handbook of Pāli Literature. Berlin: Walter de Gruyter.